

水道

平成15年度の水道検針・集金事務受託者及び  
担当地区について

平成15年度の水道検針・集金事務受託者及び担当地区をお知らせします。

※担当が細かく分かれている地区もあります。

問い合わせ

役場水道課業務係 ☎ 985-4133

委託者名	検針地区	集金地区
森本由記美		南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部一美		本村・筒井東・西古泉
松本正子		新立・宗意原
戒東京利美		塩屋
西森文子		塩屋南
尾田チエ子		北黒田東
宇都宮友計		宗意原
大西妙子		筒井西
町田幸久		西古泉と塩屋を除く岡田地区・北伊予地区
夏井タケノ		宗意原
大野光	横田・宗意原・今新開	今新開
渡瀬紀代生	徳丸・中川原・出作・鶴吉	新立（駅東）
増田弥生		
山本幸子	塩屋・本村	
増田千恵	大溝・東古泉・新立	
谷口美由紀	北黒田東・新立・宗意原	
大野美保	神崎	
佐藤蘭子	大間・昌農内・宗意原（駅西）	
藤岡裕美子	西古泉	
池内桂子	北川原	
一宮章子	北黒田・宗意原・新立	
村井光枝	西高柳・北黒田西	
竹田明子	筒井	
戎屋多恵子		
山下節子	永田・上高柳・恵久美	

福祉

「成年後見制度支援  
事業」を始めます

成年後見制度とは、これまでの禁治産・準禁治産制度に代わって、平成12年4月から発足した制度です。

◎成年後見  
制度とは…

痴呆性の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力の十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあっておそれがあります。このような判断能力の十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

平成15年4月から「法定後見制度」にかかる申立てに要する費用や、町長が申立てを行なった方で、審判で選任された後見人等に対する報酬が支払いきない方に対して、松前町が費用等の負担を支援する『松前町成年後見制度支援事業』を始めます。

状況により申立てができない方。

支援事業を利用できる方

松前町に居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上で、重度の痴呆性の症状または知的障害をもっており、配偶者若しくは四親等以内の親族がいないう方又はそれらの親族があっても音信不通等の

支援事業を利用できる方

松前町に居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上で、重度の痴呆性の症状または知的障害をもっており、配偶者若しくは四親等以内の親族がいないう方又はそれらの親族があっても音信不通等の

申立てに要する費用等や、町長が申立てを行なった方で、選任された後見人等に報酬が支払いきない方に対して、松前町が費用を負担します。

役場福祉課高齢者福祉係

☎ 985-4113

成年後見制度の概要

